

一般財団法人福岡県建築住宅センター

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項の長期優良住宅建築等計画の法第6条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る料金の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査に係る料金の額は、技術的審査依頼一件につき、戸建住宅、共同住宅等の区分により、別表1-1から別表3に掲げるとおりとする。

2 別表(イ)欄の延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積（計画の変更により延べ面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の面積も含む。）について算定する。

(技術的審査に係る料金を減額するための要件)

第3条 技術的審査に係る料金は、次に掲げる場合に減額できるものとする。

- (1) 依頼者又は施工者として同一年度内の技術的審査依頼戸数の累計が戸建住宅にあっては25戸、共同住宅にあっては100戸を超えた者が関係する依頼。
- (2) 前年度において、前号に定める依頼実績を有する者が関係する依頼。
- (3) センターと技術的審査業務に関する請負契約等の年間契約を締結する者が関係する依頼
- (4) センターが技術的審査業務の普及促進等のために期間・戸数等を限定した場合、これに応じた者が関係する依頼。
- (5) 依頼者又は施工者として同一年度内の技術的審査依頼戸数の戸建住宅もしくは共同住宅の戸数の累計が(1)に定める戸数をそれぞれ超えることが見込まれる者として理事長が認めた者が関係する依頼。

(附則)

この規程は、平成21年5月25日より施行する。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成27年8月6日より施行する。

(附則)

この規程は、平成28年11月1日より施行する。

別表 1 - 1 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金

(単位：円、税抜)

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金			
		1	2	3	4
戸建住宅	すべて	50,000	40,000	38,000	34,000
共同住宅等	200㎡以内	$33,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$33,000 + 8,000 \times M \times \beta$	$27,000 + 12,000 \times M \times \beta$	$25,000 + 11,000 \times M \times \beta$
	200㎡超 ～ 500㎡以内	$42,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$42,000 + 8,000 \times M \times \beta$	$33,000 + 12,000 \times M \times \beta$	$29,000 + 11,000 \times M \times \beta$
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	$51,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$51,000 + 8,000 \times M \times \beta$	$40,000 + 12,000 \times M \times \beta$	$36,000 + 11,000 \times M \times \beta$
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	$79,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$79,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	$167,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$167,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	$308,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$308,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	$801,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$801,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	$1,173,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$1,173,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	30,000㎡超	$1,550,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$1,550,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	

(※) 技術的審査料金の区分 (別表 1 - 2 以降、同じ。)

1 : 2から4以外の住宅

2 : 3及び4以外の住宅のうち、省エネルギー対策について、外皮もしくは開口部比率の計算を伴わない、住宅部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年1月29日付け国土交通省告示第266号) 第1項により計画された住宅

3 : 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅若しくは住宅型式性能確認を受けた型式に適合する部分を含む住宅

4 : 住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅

(※) M : 共同住宅等の審査対象住戸数 (別表 1 - 2 以降、同じ。)

(※) β : 同一間取低減係数 (ただし、 $0.5 \leq \beta \leq 1$) (別表 1 - 2 以降、同じ。)

別表 1 - 2 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金

【住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価をセンターに同時に申請する場合】

(単位：円、税抜)

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金			
		1	2	3	4
戸建住宅	すべて	9,000			
共同住宅等	200㎡以内	$10,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	200㎡超 ～ 500㎡以内	$11,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	$13,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	$15,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	$19,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	$25,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	$35,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	$45,000 + 1,000 \times M \times \beta$			
	30,000㎡超	$60,000 + 1,000 \times M \times \beta$			

別表2-1 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金（法第8条）

【当該計画の変更に係る直前の技術的審査をセンターから受けている場合】

【センターが技術的審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合】

（単位：円、税抜）

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金						
		料金算定項目	1	2	3	4		
戸建住宅	すべて		25,000	20,000	19,000	17,000		
共同住宅等	料金算定式	$a^{(*)1} + (b+c)^{(*)2} + \Sigma (d \times M' + e \times M'')^{(*)3} \times \beta$ 【基本+加算(住棟) + Σ(加算(住戸) × 変更住戸数) × 同一間取低減係数】						
		(※1) 基本料金 a はすべての変更において適用する。 (※2) 加算(住棟) は、耐震性 b 若しくは4事項(①劣化、②維持管理・更新(共用配管・排水管)、③高齢者等対策、④維持保全・資金計画) c のうち変更があった事項についてのみ、加算する。なお、4事項 c については①から③のいずれか一つでも変更があれば下表の料金を適用する。 (※3) 加算(住戸) は、断熱等若しくは2事項(①維持管理・更新(専用配管)、②可変性) について変更があった事項ごとに該当住戸数に下表の料金を乗じ、その合計にβを乗じて算定する。なお、2事項 d は①若しくは②のいずれか一つでも変更があれば下表の料金を適用する。また、上記算定式のM' 若しくはM'' は、断熱等 d 若しくは2事項 e 各々の変更住戸数を示す。						
	200㎡以内	基本 a		8,000	8,000	7,000	6,000	
		加算	住棟	耐震性 b	5,000	5,000	4,000	3,000
				4事項 c	4,000	4,000	3,000	3,000
		住戸	断熱等 d	8,000	3,000	5,000	4,000	
				2事項 e	2,000	2,000	1,000	1,000
	200㎡超 ～ 500㎡以内	基本 a		9,000	9,000	8,000	7,000	
		加算	住棟	耐震性 b	7,000	7,000	5,000	4,000
				4事項 c	4,000	4,000	3,000	3,000
		住戸	断熱等 d	8,000	3,000	5,000	4,000	
				2事項 e	2,000	2,000	1,000	1,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	基本 a		10,000	10,000	9,000	8,000	
		加算	住棟	耐震性 b	11,000	11,000	8,000	6,000
				4事項 c	4,000	4,000	3,000	3,000
		住戸	断熱等 d	8,000	3,000	5,000	4,000	
				2事項 e	2,000	2,000	1,000	1,000
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	基本 a		14,000				
		加算	住棟	耐震性 b	22,000			
4事項 c				5,000				
住戸		断熱等 d	8,000	3,000	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金			
			2事項 e	2,000				
3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	基本 a		17,000					
	加算	住棟	耐震性 b	62,000				
			4事項 c	5,000				
	住戸	断熱等 d	8,000	3,000	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金			
			2事項 e	2,000				
5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	基本 a		26,000					
	加算	住棟	耐震性 b	122,000				
			4事項 c	6,000				
	住戸	断熱等 d	8,000	3,000	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金			
			2事項 e	2,000				
10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	基本 a		30,000					
	加算	住棟	耐震性 b	361,000				
			4事項 c	10,000				
	住戸	断熱等 d	8,000	3,000	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金			
			2事項 e	2,000				
20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	基本 a		37,000					
	加算	住棟	耐震性 b	540,000				
			4事項 c	10,000				
	住戸	断熱等 d	8,000	3,000	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金			
			2事項 e	2,000				
30,000㎡超	基本 a		46,000					
	加算	住棟	耐震性 b	719,000				
			4事項 c	10,000				
	住戸	断熱等 d	8,000	3,000	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金			
			2事項 e	2,000				

別表 2-2 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金（法第8条）

【当該計画の変更に係る直前の技術的審査をセンター以外の者から受けている場合】

（単位：円、税抜）

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金			
		1	2	3	4
戸建住宅	すべて	50,000	40,000	38,000	34,000
共同住宅等	200㎡以内	$33,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$33,000 + 8,000 \times M \times \beta$	$27,000 + 12,000 \times M \times \beta$	$25,000 + 11,000 \times M \times \beta$
	200㎡超 ～ 500㎡以内	$42,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$42,000 + 8,000 \times M \times \beta$	$33,000 + 12,000 \times M \times \beta$	$29,000 + 11,000 \times M \times \beta$
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	$51,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$51,000 + 8,000 \times M \times \beta$	$40,000 + 12,000 \times M \times \beta$	$36,000 + 11,000 \times M \times \beta$
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	$79,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$79,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	$167,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$167,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	$308,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$308,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	$801,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$801,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	$1,173,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$1,173,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	
	30,000㎡超	$1,550,000 + 18,000 \times M \times \beta$	$1,550,000 + 8,000 \times M \times \beta$	区分1若しくは2のうち、該当する区分の料金	

別表 2-3 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金（法第8条）

【住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価をセンターに同時に申請する場合】

（単位：円、税抜）

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金				
		料金算定項目	1	2	3	4
戸建住宅	すべて		5,000			
共同住宅等	料金算定式	$a^{(*)1} + (b + c)^{(*)2} + \sum (d \times M' + e \times M'')^{(*)3} \times \beta$ 【基本+加算（住棟）+Σ（加算（住戸）×変更住戸数）×同一間取低減係数】				
		(※1) 基本料金 a はすべての変更において適用する。				
		(※2) 加算（住棟）は、耐震性 b 若しくは4事項（①劣化、②維持管理・更新（共用配管・排水管）、③高齢者等対策、④維持保全・資金計画）c のうち変更があった事項についてのみ、加算する。なお、4事項 c については①から③のいずれか一つでも変更があれば下表の料金を適用する。				
		(※3) 加算（住戸）は、断熱等若しくは2事項（①維持管理・更新（専用配管）、②可変性）について変更があった事項ごとに該当住戸数に下表の料金を乗じ、その合計にβを乗じて算定する。なお、2事項 d は①若しくは②のいずれか一つでも変更があれば下表の料金を適用する。また、上記算定式のM' 若しくはM'' は、断熱等 d 若しくは2事項 e 各々の変更住戸数を示す。				
		200㎡以内	基本 a	3,000		
		200㎡超 ～ 500㎡以内		4,000		
		500㎡超 ～ 1,000㎡以内		5,000		
		1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内		6,000		
		3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内		8,000		
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	11,000				
10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	15,000					
20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	20,000					
30,000㎡超	27,000					
すべて	加算	住棟	耐震性 b	1,000		
			4事項 c	1,000		
		住戸	断熱等 d	1,000		
			2事項 e	1,000		

別表 2-4 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金(法第9条)

【譲受人が決定したことによる計画の変更の場合】

(単位：円、税抜)

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金			
		1	2	3	4
戸建住宅	すべて	5,000			
共同住宅等	200㎡以内	5,000			
	200㎡超 ～ 500㎡以内	6,000			
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	7,000			
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	8,000			
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	10,000			
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	13,000			
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	17,000			
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	22,000			
	30,000㎡超	29,000			

別表 3 共同住宅等の技術的審査及び計画の変更に係る技術的審査で、構造棟数が2以上の場合の追加料金

【申請上1棟であるが、2以上の部分がエキスパンジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物のうち、住戸のある建築物の部分(以下「別棟」という。)が2以上存在する共同住宅等の場合】

(単位：円、税抜)

住宅種別	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金			
		1	2	3	4
共同住宅等	200㎡以内	3,000		2,000	1,000
	200㎡超 ～ 500㎡以内	4,000		3,000	2,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	6,000		4,000	3,000
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	11,000			
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	31,000			
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	61,000			
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	180,000			
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	270,000			
	30,000㎡超	358,000			

(※) 別棟1棟の延べ床面積区分ごとに別棟数分の料金を加算する。ただし、別棟のうち最大延べ床面積のものは除く。

(※) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価をセンターに同時に申請する場合については、上表は適用しない。